

山形県下水道協会

排水設備工事責任技術者に関する細則施行規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形県下水道協会排水設備工事責任技術者に関する細則（以下「細則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県内の地域区分)

第2条 細則第4条第3項及び第20条第2項に定める協会内の分割は4分割とし、各地域区分は、別表1のとおりとする。ただし、参加人員等に応じ会場を統合して実施することができるものとする。

(認定の受験資格)

第3条 細則第6条第1項第4号の規定により会長が認める受験資格については、次の各号のうち、会長が認定するものとする。

- (1) 専門学校において土木又はこれに相当する課程及び職業訓練校の排水設備又はこれに相当する課程の履修者
- (2) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令による中等学校以上の学校を卒業した者で、農(漁)業集落排水事業の施設、合併処理浄化槽等の工事の設計又は施工に関し、受験申込日において1年以上の実務の経験を有する者
- (3) 農(漁)業集落排水事業の施設、合併処理浄化槽等の工事の設計又は施工に関し、受験申込日において2年以上の実務の経験を有する者

(運営委員会の設置)

第4条 責任技術者の登録に関し、公正、かつ、円滑に運営するため、排水設備工事責任技術者登録制度運営委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の構成等)

第5条 委員会は、会長都市及び第2条に定める分割地域の代表都市（以下「委員都市」という。）をもって構成するものとする。

2 委員都市の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。

3 委員会の委員は、前2項の規定により、委員都市の長が指名した下水道担当職員をもって充てる。

(委員長等の選任及び職務)

第6条 委員会には委員長1名を置き、会長都市の職員をもって充てる。

2 委員長は委員会の会務をつかさどり、委員会の座長を務めるものとする。

(委員会の召集)

第7条 委員会は、会長が召集するものとする。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、登録制度並びに試験及び講習会に関する事項について審議する。

2 委員会は、責任技術者の資格に関する事項について審査する。

3 (削除)

(市町村等への事務委任)

第9条 会長は、市町村等に対し、当該市町村等の受験者及び責任技術者に係る試験及び講習会並びに登録に関する事務の一部を委任するものとする。

(委任事務)

第10条 前条の規定により委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 受験申込の受理及び受験資格の審査
- (2) 受講申込の受理
- (3) 登録及び更新申請の受理及び登録資格の審査
- (4) 各種手数料の払込の確認

2 市町村等は、前項に定めるもののほか、細則に定めるところにより、協会の関係窓口として事務処理協力を行うものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、必要の都度、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月改正)

この規程は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成23年4月改正)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。